

令和8年度 品川区立大井第一小学校いじめ防止基本方針

令和8年4月1日

1 基本理念

- (1) あらゆる教育活動を通じ、だれもが安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- (2) 児童が主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、児童の発達の段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- (3) いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者や地域、関係機関等と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。
- (4) いじめを絶対に許さないこと、いじめを受けている児童を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- (5) 相談窓口を明示するとともに、児童に対してアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童一人一人の状況の把握に努める。

2 いじめの理解

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身に苦痛を感じているもの」をいう。

(2) いじめの内容

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつけられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

(3) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していることを指す。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間

が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、校長又は学校いじめ対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることを指す。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害児童・生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

(4) いじめ重大事態の定義

いじめの重大事態は、法第 28 号第 1 項において次のように定義されている。

○いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき(同項第1号「生命心身財産重大事態」という)

○いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき(同項第2号「不登校重大事態」という)

3 学校及び教職員の責務

本校教職員は、基本理念にのっとり、保護者、地域住民及び関係機関等との連携を図りつつ、いじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

4 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

本校は、複数の教職員等によって構成される「学校いじめ防止対策委員会」を組織する。本委員会は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の中核となる役割をもち、いじめを未然に防止するための対策を推進するとともに、いじめ行為への対処を適切に行うため、校区教育協働委員会、教育委員会、PTA、地域社会、関係諸機関等と連携して実効的な取組を行う。

イ 所掌事項

・いじめ基本方針に基づく取組の実施や、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。

- ・いじめの疑いに関する情報や、児童の問題行動に係る情報の収集・記録・共有を行う。
- ・いじめの情報共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割を担う。

ウ 会議

- ・月1回の定例会のほか、事案が発生した際に適宜開催する。
- ・週1回の生活指導夕会において、いじめ及びいじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に係る情報の共有を行う。

エ 委員構成

校長・副校長・生活指導主任・学年主任・専科主任・養護教諭
(必要に応じて、スクールカウンセラー・該当児童担任)

5 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

ア 心の教育の充実

市民科学習を通じて、「いじめに防止に関する授業」を意図的・計画的に、年3回以上実施する。「生命尊重」や「人間関係」に関する授業を、人権教育年間指導計画や市民科学習年間指導計画等に具体的に位置付け、学年の発達の段階等に応じて指導内容の工夫を図り、確実に実施する。また、学校公開において、いじめに関する授業を年1回以上実施する。

イ 児童の主体的な活動

学校風土をよくするための取組や、ふれあい月間、人権週間の取組など、児童会を中心に、児童がいじめ防止に向けた取組を主体的に考えられるよう指導、支援する。

ウ 学習環境の整備

授業規律の厳守、教室環境の整備を行い、ルールを守る意識を高揚させる。

エ 校内におけるいじめ防止研修の実施

管理職を中心に校内研修を企画し、年3回いじめ防止研修を実施する。

オ 児童の自己有用感の高揚

すべての児童に活躍の場を与えるとともに、努力した姿などを認め、賞賛をすることで児童一人一人に自信をもたせる。

カ 保護者への意識啓発

年度当初の保護者会及び校区教育協働委員会等において、「学校いじめ防止基本方針」の内容について説明するとともに、市民科授業地区公開講座や学期ごとの保護者会、学校だより等の機会を捉えて繰り返し説明し、理解をはかる。

キ 学校間及び校種間での連携

入学児童及び転入児童の状況について、いじめや不登校等の実態の有無について確認し、児童情報を確実に学校間及び校種間で引き継ぎ、未然防止に努める。また、6年生に関しては、児童情報資料を作成し、いじめや不登校の実態について、入学予定中学校に確実に伝える。

(2) 早期発見のための取組

ア 一人1台端末を活用した各種調査の活用

○デイケン

- ・毎日朝の時間に行い、児童の体調や心の状態、相談希望の有無を調査する。
- ・対応が必要な児童に声かけを行い、様子を確認する。

○いじめDアンケート

- ・月に1回行い、その結果をふまえ、児童への聞き取りを丁寧に行う。
- ・いじめにつながる可能性がある場合は、速やかに「学校いじめ対策委員会」に報告し、対応を検討する。

○Nicoli

- ・年3回行い、児童のメンタルヘルスを調査する。
- ・対応が必要な児童に声かけを行い、様子を確認する。

○学校風土調査

- ・年2回行い、子どもたちが感じている学校の雰囲気や学校環境、学校の状況を調査する。
- ・結果を、それ以降の学年・学級経営に活かし、学校風土向上に努める。

イ いじめ相談窓口の整備

- ・児童がいじめを訴えやすいよう、校内での相談体制を整備し、担任への相談だけでなく、保健室や相談室の利用ができることを周知する。
- ・学校外にも、児童が直接相談できる窓口（区教育委員会による支援チーム、一人1台端末を活用したいじめ相談フォームアプリ、区長部局におけるいじめ相談対策室等）があることを周知する。

ウ スクールカウンセラーの活用

- ・スクールカウンセラーが授業や休み時間等に行う児童の観察を、いじめの実態把握に役立てる。また、いじめが発生した場合は、いじめを受けた児童の心のケアができるようにする。
- ・5年生を対象とした、スクールカウンセラーによる全員面談を、1学期に行い、児童理解に役立てる。

(3) 早期対応のための取組

ア いじめを発見した場合の対応

いじめを発見した場合、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「学校いじめ対策委員会」に報告・連絡・相談を行う。「学校いじめ対策委員会」でいじめを認知し、具体的な対応の在り方について協議し、迅速に対応していく。

イ 被害児童を最優先

被害児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保することを最優先に考え、授業中や休み時間等で大人が見守る体制を速やかに整備する。また、必要に応じて、スクールカウンセラーとの面談等を行い、心のケアを行う。

ウ 迅速な調査

早急に全容を解明するため、児童からの聞き取りなどを組織的に行う。いじめの事実及び学校の対応について、被害児童及び加害児童双方の保護者に丁寧に説明し、いじめの解消に向けて協力を要請する。調査結果については教育委員会に報告する。

エ 加害児童への指導及び観察

「学校いじめ対策委員会」が対応方針を定め、教職員による単発的な指導にとどまらない組

織的・継続的な指導を行う。状況に応じて、スクールカウンセラーと連携し指導の充実を図る。

オ 関係機関との連携

区教育委員会による支援チーム等の関係機関との連携をとり、組織的な対応に努める。

(4) 重大事態への対応

ア いじめ重大事態が発生した場合の対応

・重大事態が発生した場合は、条例第21条第1項の規定により、速やかに区教育委員会に報告するとともに、「いじめ対策委員会」を開催し、事実関係を明確にするための調査を実施する。

イ 被害児童への対応

- ・被害児童が二度といじめを受けることがないように、登校から下校まで、複数の教員による見守り体制を構築し、安全を確保する。
- ・登校できていない場合は、学級担任をはじめ、学年の教員等による電話連絡や家庭訪問を適宜行うとともに、学校としてできる学習支援や校内教育支援センター（ふれあい教室）などの居場所について説明し、学習保障を速やかに行う。
- ・スクールカウンセラーと連携し、心のケアを行う。
- ・学校の指導により、加害児童によるいじめの行為が行われなくなっても、被害児童の不安が解消され、安心して学校生活を送ることができるようになるまでは、継続的な支援を行う。
- ・被害児童の保護者に対して、事実関係を明らかにする調査の結果等の情報を提供する。また、被害児童が安心して学校生活を送れるようにするための方策について保護者に丁寧に説明し、理解を得るとともに、対応の結果等どのように状況が改善されたか定期的に報告する。

ウ 加害児童への対応

- ・「学校いじめ検討委員会」で定めた長期的な視点からの対応を、複数の教員で役割を分担し、毅然とした態度でいじめは絶対に許されないということを継続的に指導する。
- ・改善が見られた場合は、学校のすべての児童が安心して学校生活を送るために、何ができるのか、自分で考え、実践できるよう指導する。
- ・必要に応じて、教職員やスクールカウンセラーが面接等を通して、加害児童が自身の行為に対する振り返りを促す支援を行う。
- ・加害児童の保護者と連携し、学校の指導方針を丁寧に説明した上で、家庭での指導を依頼する。

エ 学校関係者・外部機関との連携

- ・状況に応じて、学校関係者（PTA役員・校区教育協働委員会など）や外部人材・関係機関（医療機関・警察・心理や福祉分野の専門家等）と連携して支援を行う。

6 教職員研修計画

- (1) 教職員がいじめの未然防止・早期発見・早期対応ができるように、区のいじめ防止教育リーダー研修受講者による伝達研修を全教職員に対し、年3回以上実施する。
- (2) 管理職から教職員へ「夕会」でのいじめ防止に向けた講話を行う。

7 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 年度当初の全体保護者会で、「いじめ基本方針」について保護者に周知する。
- (2) いじめ問題や児童間のトラブルに対して、管理職による相談窓口を設置する。
- (3) 市民科地区公開講座や家庭教育講演会等で、講師によるいじめ防止に向けた取組に関する講演を実施する。
- (4) スクールカウンセラーだよりを発行し、児童理解やメンタルケアの方法などを周知する。また、スクールカウンセラーによる相談を行っていることも併せて知らせる。

8 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

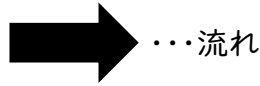
- (1) 読書旬間での地域の図書ボランティアによる読み聞かせの際に、いじめ防止に関する書籍を取り扱う。
- (2) 加害児童の行為が、犯罪行為として取り扱われるべきと思われるなど、重大性が高い場合には、速やかに警察に連絡し、連携して対処する。
- (3) 学校で指導を行っているにもかかわらず、加害児童の行為に改善が見られない場合等、被害児童に対して、今後も生命・身体・財産に被害を及ぼす可能性がある場合には、直ちに警察に連絡して連携を行う。

9 学校評価及び基本方針改善のための計画

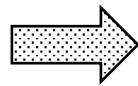
- (1) いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に取組を評価する。
 - ① いじめの未然防止の取組内容が、確実に行われているか、定期的に調査・報告をする。
 - ② いじめの早期発見の取組を確実にいき、その内容を学年で共有する。その結果から、いじめにつながる可能性がある場合は迅速に対応し、その経過を「生活指導夕会」等で周知する。
- (2) 学校評価の内容を受け、校区協働委員会、職員会議、児童会等で「学校いじめ基本方針」の見直しを行う。

10 その他

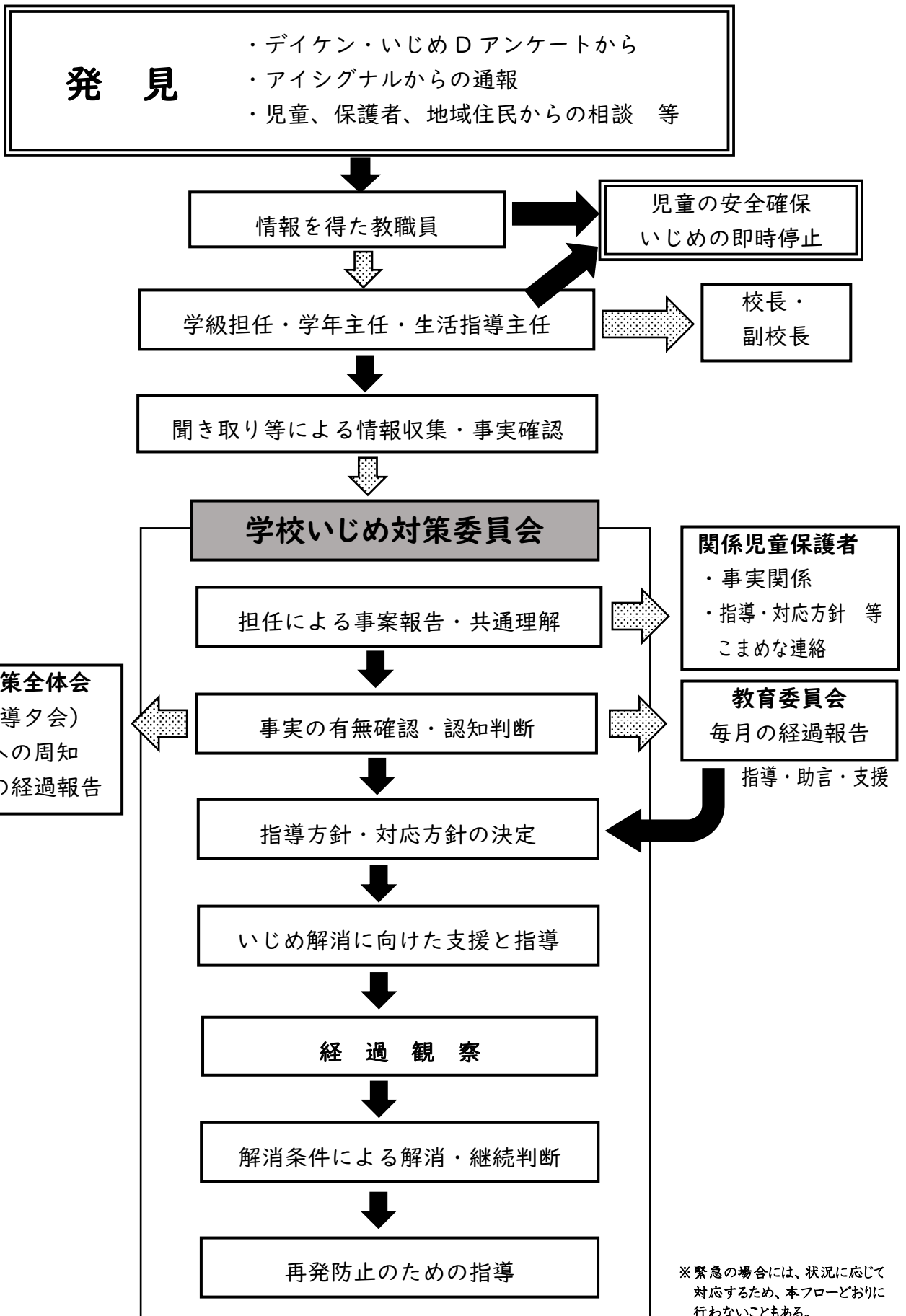
(1) いじめ発見から対応までの流れ



…流れ



…報告



(2) いじめの未然防止及び早期発見のための年間計画

月	研修・会議の内容	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ対策委員会開催(4月6日) ・いじめの定義、基本方針の理解・いじめ防止の取組について(4月1日職員連絡会) 	<ul style="list-style-type: none"> ・トリプルチェンジ授業実施の計画、準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・デイケンの実施 ・いじめDアンケート(4月20日から)に向けての準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者会での基本方針説明(4月20日・21日) ・校区共同委員会への報告。
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・品川教育の日(5月20日伊藤学園) ・デイケン・いじめDアンケート・NiCoLiについて(5月22日職員連絡会) ・学校いじめ対策委員会開催(5月22日) 		<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ D アンケートの実施(5月20日から) 	<ul style="list-style-type: none"> ・セーフティ教室(2年)(5月20日)
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校風土調査について(6月24日職員連絡会) ・学校いじめ対策委員会開催(6月25日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・トリプルチェンジ授業(6月13日市民科地区公開講座) 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ D アンケートの実施(6月22日から) ・NiCoLiの実施(6月22日から) 	
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ対策委員会開催(7月16日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校風土調査の実施(7月6日から) 		
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校風土調査結果について(8月28日職員連絡会) ・所在確認の日について(8月28日職員連絡会) ・学校いじめ対策委員会開催(8月28日) 			
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ対策委員会開催(9月25日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・トリプルチェンジ授業 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ D アンケートの実施(9月18日から) 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい月間の取組について(10月29日職員連絡会) ・学校いじめ対策委員会開催(10月30日) 		<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ D アンケートの実施(10月20日から) ・NiCoLiの実施(10月20日から) 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校風土調査について(11月19日職員連絡会) ・学校いじめ対策委員会開催(11月20日) 		<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ D アンケートの実施(11月20日から) 	

12月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ対策委員会開催(12月18日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校風土調査の実施(12月8日から) 		<ul style="list-style-type: none"> ・セーフティ教室(6年)(2月10日)
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・所在確認の日について(1月7日職員連絡会) ・学校風土調査結果について(1月22日生活指導夕会) ・学校いじめ対策委員会開催(1月29日) 		<ul style="list-style-type: none"> ・いじめDアンケートの実施(1月20日から) ・NiCoLiの実施(1月20日から) 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・品川教育の日(2月10日) ・いじめ防止プログラムのふり返り(2月25日) ・学校いじめ対策委員会開催(2月26日) 		<ul style="list-style-type: none"> ・いじめDアンケートの実施(2月20日から) 	
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ対策委員会開催(3月19日) ・いじめ防止基本方針の見直し(3月4日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・トリプルチェンジ授業 		